土地改良区定款例

昭和40年３月22日40農地Ｂ第881号

改正－昭和48年６月４日48構改Ｂ第1845号

昭和60年２月28日60構改Ｂ第199号

平成26年４月１日25農振第2467号

平成28年４月１日27農振第2205号

平成29年９月25日29農振第1301号

平成30年12月14日30農振第2428号

令和３年１月７日２農振第2497号

令和６年３月29日５農振第3253号

農林省農地局長から　各地方農政局長各都道府県知事　　あて

何土地改良区定款

第１章　総　則

（目的）

第１条　この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

（名称及び認可番号）

第２条　この土地改良区は、何土地改良区という。

２　この土地改良区の認可番号は、何第○○号である。

【備考】

認可番号は、頭に都道府県の略号を冠し、土地改良区ごとに、その設立順序に一連番号とすること。（例、大阪府第１号……大阪第１号）

（地区）

第３条　この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 町村名 | 大字名 | 字　名 | 地　　　域 |
| 何　村　　何　町何　村何　村 | －何何何 | －何、何…何何 | 一円の田、畑〃　何道路より東の地域を除く地域の田、畑、雑種地何番地から何番地（山林） |

【備考】

地番表示をする場合で量が相当多いときは、別表として差し支えない。

（事業）

第４条　この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

一　何川から引水するかんがい施設及び何川への排水施設の維持管理

二　何川幹線水路の改修及び何川支線水路の新設

三　何地区の区画整理

四　地区全域にわたる農道の維持管理

五　何地区において一体事業として施行するかんがい施設の新設並びに区画整理及び農用地の造成

六　………………

【備考】

①　事業名は、②の場合を除き土地改良事業計画のあるものに限定し、当該各計画書に表示された名称（地区名）を冠して個別にできれば具体的（土地改良事業計画ごとにその内容がわかる程度）に記載すること。

②　地区の区域内に災害又は突発事故被害を受ける頻度の高い地域があり、かつ、その地域において法第49条の規定により応急工事を行う必要があることが想定される場合には、その事業名及び地域（又は箇所）を具体的に表示することは差し支えない。また、「交換分合事業」については、その事業の性質上、交換分合の対象となる権利及び当該権利の目的である物件の所在する地域を具体的に表示しておくことは困難であるため、特にこの事業についてのみ「交換分合を行う」旨を記載すればよい。

２　この土地改良区は、前項第○号の事業に附帯して次に掲げる事業を行う。

一　農業集落排水事業

二　農地中間管理機構から委託を受けて行う事業

三　農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動組織に参画して行う当該事業及び当該活動組織から委託を受けて行う事業

四　発電事業

五　簡易水道事業

六　養魚事業

３　この土地改良区は、何川に設置された何頭首工の維持管理を行うため、何土地改良区連合に所属する。

４　この土地改良区は、第１項第○号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

５　この土地改良区は、国営何土地改良事業及び県営何土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

６　この土地改良区は、国営何市町村特別申請事業の関連土地改良事業として予定されている何地区の畑地かんがい事業を行う。

【備考】

第２項から第６項までの各規定で不要のものは削除すること。なお、第２項については附帯事業計画のあるものに限定して規定すること。

（事務所の所在地）

第５条　この土地改良区の事務所は、何県何郡何村に置く。

（公告の方法）

第６条　この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

【備考】

自らのウェブサイトを有しておらず、また関係団体又は関係機関のウェブサイトへの掲載もできない場合など、インターネットによる公表が困難な場合には、本条を次のように改めること。

（公告の方法）

第６条　この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

２　前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は何新聞に掲載するものとする。

第２章　准組合員及び施設管理准組合員

【備考】

准組合員又は施設管理准組合員たる資格を定めない場合は、本章を削り、次章以降の章及び条を繰り上げること。

（准組合員等たる資格）

第７条　次に掲げる者は、この土地改良区の准組合員となることができる。

一　この土地改良区の地区内にある土地の所有者であって、組合員でないもの

二　この土地改良区の地区内にある土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者であって、組合員でないもの

２　農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動組織その他の団体であって、この土地改良区の地区内において土地改良施設の管理に関連する活動を行うものは、この土地改良区の施設管理准組合員となることができる。

（准組合員等の加入）

第８条　この土地改良区の准組合員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならない。

一　准組合員になろうとする者の氏名、生年月日及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二　准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在及びその資格に係る権利の種類

三　准組合員になろうとする者に、法定代理人、後見人又は保佐人があるときは、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

四　自ら又は第三者を利用して第11条第１項第２号から第６号までのいずれかに該当する行為を行わないことの確約

２　前項の場合において、准組合員になろうとする者がその資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、加入申込書に第38条の書面を添付しなければならない。

３　この土地改良区の施設管理准組合員になろうとする団体は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならない。

一　施設管理准組合員になろうとする団体の名称、住所及び代表者の氏名（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二　自ら又は第三者を利用して第11条第１項第２号から第６号までのいずれかに該当する行為を行わないことの確約

４　前項の場合においては、加入申込書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又はこれに代わるべき書類

二　団体の主たる構成員がこの土地改良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者であることを証する書面

三　土地改良施設の管理に関連する活動の実績又は計画を記載した書面

５　この土地改良区は、第１項又は第３項の加入申込書を受け、これを承諾したときは、書面をもってその旨を申込者に通知し、組合員名簿に記載するものとする。

（資格変動の申出）

第９条　准組合員及び施設管理准組合員（以下「准組合員等」という。）は、前条第１項、第３項又は第４項の規定により提出した書類の記載事項に変更があったとき又は准組合員等たる資格を失い、若しくはその資格に変動があったときは、直ちにその旨をこの土地改良区に申し出なければならない。

（准組合員等の脱退）

第10条　准組合員等は、60日前までに、予告して脱退することができる。この場合において、准組合員がその資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしているときは、第39条の書面を提出しなければならない。

２　准組合員等は、次に掲げる事由によって脱退する。

一　准組合員等たる資格の喪失

二　死亡又は解散

三　除名

３　この土地改良区は、准組合員が脱退したときは、その旨をその准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の組合員に通知しなければならない。

（准組合員等の除名）

第11条　准組合員等が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によってこれを除名することができる。この場合には、総会の日から10日前までに当該准組合員等に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一　賦課金の納入又は土地改良施設の管理への協力その他この土地改良区に対する義務の履行を怠ったとき。

二　この土地改良区の事業を妨げる行為をしたとき（第三者を利用してしたときを含む。以下この項において同じ。）

三　法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの土地改良区の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの土地改良区の信用を失わせるような行為をしたとき。

四　暴力的な要求行為をしたとき。

五　法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。

六　前各号に準ずる行為をしたとき。

２　この土地改良区は、准組合員等の除名を議決したときは、その理由を明らかにして、その旨をその准組合員等に通知しなければならない。

第３章　会　議

（総代会）

第12条　この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

（総代の定数）

第13条　総代の定数は、○○人とする。

（総代の選挙）

第14条　総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

【備考】

総会選挙制をとる場合は、第１項中「総会外」を「総会」に改めること。

２　この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

（総代の任期）

第15条　総代の任期は、４年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第４項において準用する法第29条の３第１項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

２　前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず４年とし、その就任の日から起算する。

（総代の失職）

第16条　総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

（通常総代会の時期）

第17条　この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度１回○月とする。

（組合員の請求による会議招集）

第18条　組合員が、総組合員の５分の１以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

（書面又は代理人による議決）

第19条　やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

２　書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

３　総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

（議決方法の特例等）

第20条　総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第21条　経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の３分の１以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

（議長）

第22条　総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

（准組合員等の意見の陳述）

第23条　准組合員等は、総代会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

２　前項の規定により、総代会において意見を述べようとする准組合員等は、総代会の会日の○日前までに、当該意見の内容を明らかにして、当該総代会に出席する旨をこの土地改良区に申し出なければならない。

３　この土地改良区は、やむを得ない理由により前項の申出をした准組合員等の一部を総代会に出席させることが困難なときは、これらの准組合員等に対して、書面により意見の提出を求めることができる。

（総会）

第24条　第18条から前条までの規定は、総会について準用する。

【備考】

法第24条第２項の総会招集の請求について、総組合員の５分の１を下回る割合を定める場合は、後段として次の読替えを置くこと。

この場合において、第18条中「５分の１」とあるのは、「５分の１（法第24条第２項の請求については、○分の１）」とする。

第４章　役　員

（役員の定数）

第25条　この土地改良区の役員定数は、理事○人及び監事○人とする。

２　前項の監事定数のうち、○人は法第18条第６項各号の全てに該当する者とする。

【備考】

①　耕作又は養畜の業務を営む組合員である理事の定数を定める場合には、第２項中「前項」を「第１項」とし、第２項を第３項として、第１項の次に次の１項を加えること。

２　前項の理事定数のうち、○人は、組合員であって耕作又は養畜の業務を営む者（組合員である法人の業務を執行する役員を含む。）とする。

②　組合員でない理事を入れる場合は、第２項中「前項」を「第１項」とし、第２項を第３項として、第１項の次に次の１項を加えること。

２　前項の理事定数のうち、○人は、組合員でない者とする。

③　法第18条第６項ただし書の規定により員外監事を入れない場合には、第２項を削除すること。

④　組合員である監事の定数を定める場合には、第２項を次のとおり改めること。

２　前項の監事定数のうち、○人は組合員とし、○人は法第18条第６項各号の全てに該当する者とする。

⑤　役員の数は、地域の広狭、事業の分量、組合員数等を考慮して定められるべきものであり、みだりに役員の数を多くしないこと。

なお、委員会制度を活用する等の措置を講ずることが望ましい。

（役員の選挙）

第26条　役員は、総代が総代会において選挙する。

２　この定款に定めるもののほか、役員の選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

【備考】

①　総会外選挙制をもとる場合は、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加えること。

２　総代会が役員を総代会外において選挙する旨の議決を行ったときは、前項の規定にかかわらず、総代会外において役員の選挙を行うものとする。

②　役員の選出につき選任制をとる場合にあっては、本条中「選挙」を「選任」に、「附属書役員選挙規程」を「附属書役員選任規程」に改めること。

（理事長）

第27条　理事は、理事長１人を互選するものとする。

第28条　理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

２　理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

（事務の決定）

第29条　この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

（監事の職務）

第30条　監事は、少なくとも毎事業年度２回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

２　監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

（役員の任期等）

第31条　役員の任期は４年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし、法第29条の３第１項及び第134条第２項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

２　前項ただし書に規定する選挙が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず４年とし、その就任の日から起算する。

【備考】

役員の選出につき選任制をとる場合にあっては、本条第１項を次のように改め、本条第２項中「選挙」を「選任」に改めること。

第31条　役員の任期は４年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の３第１項及び第134条第２項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

（役員の失職）

第32条　理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

【備考】

役員の選出につき選任制をとる場合にあっては、本条中「被選挙権」を「被選任権」に、「被選挙区」を「被選任区」に改めること。

第５章　経費の分担

【備考】

准組合員又は施設管理准組合員たる資格を定めない場合は、第38条から第41条まで及び第46条を削り、条を繰り上げること。

（経費分担の基準）

第33条　第４条第１項第１号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。ただし、畑については、田の○分の１の標準による。

２　第４条第１項第２号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき別表に掲げる基準により各区域ごとに地積割に賦課する。

３　第４条第１項第３号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、各区別に規約に基づいて定める土地の地積に比例して賦課する。ただし、換地処分の公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。

【備考】

地積割によらず評価割による場合は、本項中「土地の地積」を「土地の評定価額」に改め、「換地交付基準地積」を「換地交付基準額」に改めること。

４　第４条第１項第５号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、地積割に賦課する。

【備考】

一体事業を構成する各事業の施行に係る地域ごとに賦課基準を異にする場合には、本項を次のように改めること。

４　第４条第１項第５号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき別表に掲げる基準により各区域ごとに地積割に賦課する。

５　………………

６　この土地改良区の所属する何土地改良区連合の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

７　前６項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

【備考】

①　経費分担の規定は、第４条に掲げる事業と密接不離の関係にある規定であるから、なるべく各事業別に具体的に規定すること。

②　経費分担について、旧賃貸価格による表示は避けること。

③　賦課基準が区分される場合には、それぞれの区分に該当する土地又は地域を表示すること。

（負担金及び分担金）

第34条　この土地改良区は、法第90条の規定に基づき国営何土地改良事業の負担金を負担する。

２　前項の負担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準により各地域ごとに地積割に賦課する。

|  |  |
| --- | --- |
| 何道路より南の地域内にある畑何道路より北何水路より西の地域内にある田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 総負担額の千分の○○総負担額の千分の○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

第35条　この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営何土地改良事業の分担金を負担する。

２　前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準により各地域ごとに地積割に賦課する。

（賦課徴収の方法）

第36条　前３条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

（夫役の履行）

第37条　夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

２　前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

（准組合員による賦課金等の分担の申出）

第38条　准組合員が、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、その組合員の同意を得て、賦課金及び夫役現品の分担方法並びにその分担を開始する時期を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。

【備考】

分担の申出に期限を設ける場合は、第１項の次に次のように定める。

２　前項の申出（次条の変更の申出を含む。）は、毎年度の賦課基準日の〇日前までにしなければならない。

（賦課金等の分担方法の変更の申出）

第39条　准組合員は、賦課金及び夫役現品の分担方法を変更し、又は分担を終了しようとするときは、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員の同意を得て、変更した分担方法を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。

（准組合員による賦課金等の分担）

第40条　准組合員が、第38条の申出をしている場合には、第33条から第37条までの規定により組合員に対して賦課すべき賦課金及び夫役現品は、その申出に係る分担方法に応じて、その組合員及び准組合員に対して賦課する。

（組合員間による賦課金等の分担の申出）

第41条　他の組合員の資格に係る農地につき所有権を有する組合員又は所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする組合員が、当該他の組合員の同意を得て、当該農地に係る賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、第38条から前条までの規定を準用する。

（特別徴収金）

第42条　法第36条の３の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第43条　この土地改良区は、法第90条の２及び第91条の２の規定に基づき、国営何土地改良事業及び県営何土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

２　前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

（督促）

第44条　法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

（過怠金）

第45条　第33条、第34条、第35条、第40条、第42条又は第43条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき１日金○銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料○円を過怠金として徴収する。

２　前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の４に相当する額を過怠金として徴収する。

３　前２項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

【備考】

准組合員たる資格を定めない場合は、この規定のうち第40条の規定を削ること。

（土地改良施設の管理への協力）

第46条　この土地改良区は、第４条第１項第○号の事業に関し、施設管理准組合員に対し、その土地改良施設の維持管理への協力を求めることができる。

２　前項の規定による土地改良施設の管理への協力の時期、内容及び方法は、総代会で定める。

第６章　土地改良区連合の議員

【備考】

土地改良区連合に所属しない場合は、本章を削り、次章以降の章及び条を繰り上げること。

（議員の選出）

第47条　この土地改良区が選出すべき○○土地改良区連合の議員は、組合員である理事のうちから理事会において選出する。

（議員の失職）

第48条　前条の規定により選出した議員が理事の職を失ったときは、議員の職を失う。

第７章　雑　則

（係及び委員会）

第49条　この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

２　この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

３　理事会は、前２項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

（加入金）

第50条　新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

２　前項の加入金の額は、10aにつき金○○円の範囲内において総代会の議決により定める。

（賦課金以外の徴収金についての過怠金）

第51条　前条の規定による加入金、法第42条第２項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の８第２項の規定により徴収すべき金銭、同条第３項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第45条の規定を準用する。

（基本財産）

第52条　この土地改良区に基本財産を設けることができる。

２　前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

（財産の分配の制限）

第53条　この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

（事業年度）

第54条　この土地改良区の事業年度は、毎年○月○日から翌年○月○日までとする。

（電磁的方法）

第55条　この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

２　この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

（委任）

第56条　この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

【備考】

土地改良区が定款変更して組合員である役員の定数を増加しようとする場合にあっては、

①　被選挙区を設けている土地改良区が地区の拡張に伴って定数の増加をし、かつ、拡張した地区が１以上の被選挙区とされるときには、その選挙は定数変更後すみやかになされることが望ましい。この場合には附則として次の規定を置くこと。

この定款変更により増加した役員の定数について最初に選挙される役員の任期は、第31条第１項の規定にかかわらず、現任役員の任期満了の日までとする。

②　①以外のときには、その選挙は次の選挙において行なうことが望ましい。この場合には附則として次の規定を置くこと。

この定款変更中第25条及び役員選挙規程第２条の規定の変更は、現任役員の任期満了その他の事由による次期の総選挙のときから施行するものとし、それまでは、なお従前の例による。